

# 広域連合 全国初★の取り組み!!

報道発表資料  
令和8年7月22日  
東京都後期高齢者医療広域連合

診療報酬明細書等の「不正請求疑義案件に対する検出システム(第3の点検)」の運用について

## 1 概要

東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）という）は、令和8年8月1日から、悪質な不正請求疑義案件の検出に特化した「不正請求疑義案件検出システム（第3の点検）」の運用を新たに開始する。

現在、広域連合は、医療費の適正な支給を行うため、医療機関等から提出される診療報酬明細書等について、一次審査を東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）に委託し、さらに一次審査を通過した全件について、二次点検として国保連を通じた再委託により、一次審査とは別団体による点検を実施している。この際、診療報酬明細書等に記載されている事項について、定められた審査規則に合致しているかどうかの審査を行っている。

昨年10月1日に広域連合が報道発表した、医師による13億8千万円余の不正請求事件は、当該医師が診療報酬明細書等を作成する際、定められた審査規則に書面上合致するよう偽装し、審査を通過させたことによるものであった。広域連合は、こうした事件を二度と発生させない目的で、他の健康保険制度等で審査実績のある民間事業者のノウハウを活用した「不正請求疑義案件検出システム（第3の点検）」を構築し、令和8年8月1日から運用を開始する。

この点検では、これまでの審査では発見困難であった「小規模クリニック等にも関わらず高額薬剤が大量処方されている事案」や「被保険者による薬剤の大量受給」等の疑義案件についても検出し、悪質な不正請求疑義案件への対応を強化する。

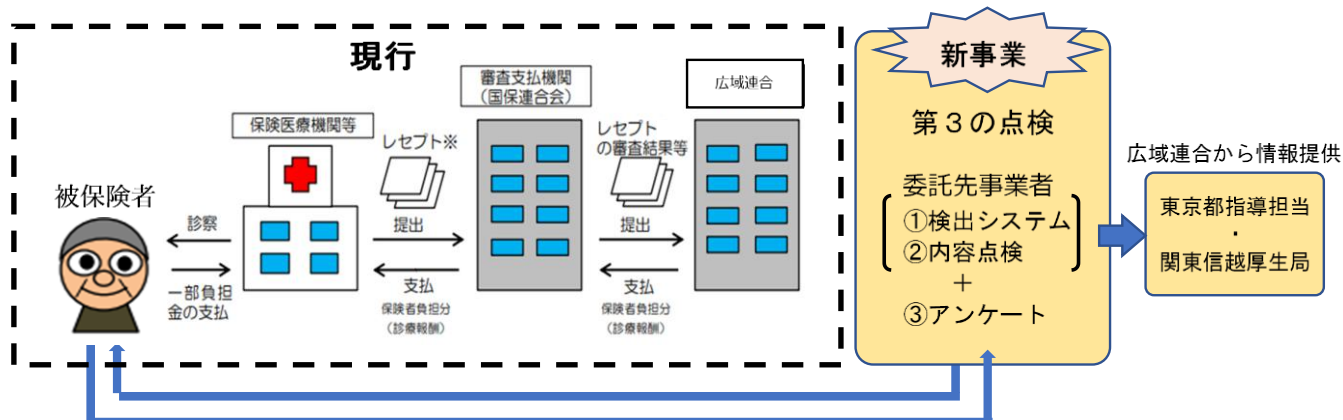
## 2 開始期日

令和8年8月1日（土）

## 3 実施内容

当該システムによって検出された疑義案件について、医療事務等の資格試験合格者や同等の知識や経験を有する点検員が審査、確認を行う。その上で、点検員の審査により疑義が深まった案件について、被保険者にアンケートを行い、事実確認を進める。

当該事業により広域連合が把握した不正疑義案件については、東京都や関東信越厚生局に情報提供を行う。



検出システムにより抽出し、内容点検を行い疑義が深まった案件について、被保険者に対して自身の受診内容に誤りがないかアンケートにより確認を行う（月50件程度）

## 4 問い合わせ先

保険部 給付管理課長 橋本忠幸 03-3222-4422